

鳥取県公報

平成 30 年 1 月 16 日(火) 第 8 9 6 7 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	生活保護法による医療機関の指定(25)(福祉監査指生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(26)生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(2件)生活保護法による介護機関の指定(29)(")・・・生活保護法による施術者の指定(30)(")・・・・鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(31)	(III) <td< th=""></td<>

示

鳥取県告示第25号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法 第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のと おり告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指定年月日
かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	平成29年12月1日

鳥取県告示第26号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃 止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例 による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目522	平成29年9月30日

鳥取県告示第27号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の 規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法 第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のと おり告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所	居宅介護事業所の	居宅介護事業所の	居宅介護事業	廃止年月日
4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	の所在地	名称	所在地	の種類	廃业 十万 日
大山町	西伯郡大山町	大山町国民健康保	西伯郡大山町今在	訪問看護	平成17年3月
	御来屋328	険大山診療所	家475		27日
"	11	11	,,	居宅療養管理	,,
,,	,,	"	"	指導	"
"	"	11	11	短期入所療養	平成17年3月
"	,,,	"	"	介護	28日

2 介護予防事業者

	名	称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の 名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業 の種類	廃止年月日
ŀ	大山町		西伯郡大山町	大山町国民健康保	西伯郡大山町今在	介護予防訪問	平成18年4月
	7 41 7 4		御来屋328	険大山診療所	家475	看護	1日
	IJ		JI	II.	II	介護予防居宅 療養管理指導	IJ

鳥取県告示第28号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条の規定による改正前の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「旧生活保護法」という。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設を廃止した旨の届出があったので、旧生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大山町国民健康保険大山診療所	西伯郡大山町今在家475	平成17年3月28日

鳥取県告示第29号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護事業所の 名称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業 の種類	指定年月日
大山町	西伯郡大山町御	大山町国民健康保	西伯郡大山町末長	通所リハビリ	平成29年11月
	来屋328	険大山口診療所	483 - 3	テーション	9 目

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	介護予防事業所の 名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業 の種類	指定年月日
大山町	西伯郡大山町御	大山町国民健康保	西伯郡大山町末長	介護予防通所	平成30年1月
	来屋328	険大山口診療所	483 — 3	リハビリテー	1 目
				ション	

鳥取県告示第30号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、施術者を指定したので、生

活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定によ り次のとおり告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
中島 正章	中島治療院	米子市皆生五丁目8-32	平成29年12月1日

鳥取県告示第31号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置 するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県ビジネスプ	鳥取県ビジネスプランコンテストの	平成30年1月16日から	産業振興課
ランコンテスト審査会	受賞者の選考に関する事項	同年3月31日まで	